平成２３年（フ）第１１８号
京都市右京区西京極東町２番地１　公団西京極９―401
債務者　大城房次こと大城裕三こと　徐　　鳳朝
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
京都市南区久世大藪町177番地１　ライオンズマンション桂川久世109号
債務者　水野こと　堀井　潤作
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
京都市右京区西京極東池田町39番地　アフリー太田605号
債務者　矢田　純江
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
京都市南区上鳥羽奈須野町７番地10
債務者　松室知寿子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
広島県呉市東辰川町１番６号
債務者　佐々木和彦
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２号
高知県高岡郡四万十町口神ノ川681番地６
債務者　本山　峯善
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第２４９号
佐賀県鹿島市大字高津原439番地
債務者　大良　城二
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５０号
佐賀県鹿島市大字高津原439番地
債務者　大良ツギエ
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２０号
佐賀県武雄市東川登町大字袴野16534番地３
債務者　山口　晴喜
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４２号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9669番地６ガーデンヒルズ川良301号
債務者　田﨑　愛子（旧姓本庄）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５５号
佐賀県伊万里市大坪町乙165番地109
債務者　立石　龍彦
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５６号
佐賀県伊万里市伊万里町甲590番地
債務者　江口　幸江
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５号
岩手県花巻市南諏訪町11番地　市営諏訪アパートＡ202号、前住所岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第11地割1978番地２　雇用促進住宅石鳥谷宿舎２―106号
債務者　畠山　好子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１７号
岩手県北上市中野町３丁目３番10号　リバティハウス101号室、前住所岩手県北上市平沢11地割23番地
債務者　小田島浩美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２０号
岩手県花巻市大迫町大迫第17地割40番地１市営上の台住宅３号、前住所岩手県花巻市大迫町大迫第17地割45番地
債務者　高橋　郁子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２２号
岩手県花巻市西宮野目第13地割26番地５、前住所岩手県和賀郡沢内村大字川舟第34地割９番地３
債務者　後藤いずみ
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６０号
長野市松代町松代1146番地
債務者　中村ウァンニタ
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係